

公益社団法人愛知県シルバー人材センター連合会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人愛知県シルバー人材センター連合会（以下「連合会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 連合会は、主たる事務所を愛知県名古屋市中村区に置き、従たる事務所を次の各号に掲げる場所に置く。

- (1) 愛知県名古屋市昭和区
- (2) 愛知県豊橋市
- (3) 愛知県岡崎市
- (4) 愛知県一宮市
- (5) 愛知県瀬戸市
- (6) 愛知県半田市
- (7) 愛知県春日井市
- (8) 愛知県豊川市
- (9) 愛知県津島市
- (10) 愛知県碧南市
- (11) 愛知県刈谷市
- (12) 愛知県豊田市
- (13) 愛知県安城市
- (14) 愛知県西尾市
- (15) 愛知県蒲郡市
- (16) 愛知県犬山市
- (17) 愛知県常滑市
- (18) 愛知県江南市
- (19) 愛知県小牧市
- (20) 愛知県稲沢市
- (21) 愛知県新城市
- (22) 愛知県東海市
- (23) 愛知県大府市
- (24) 愛知県知多市
- (25) 愛知県知立市
- (26) 愛知県尾張旭市
- (27) 愛知県高浜市
- (28) 愛知県岩倉市
- (29) 愛知県豊明市

- (30) 愛知県日進市
- (31) 愛知県田原市
- (32) 愛知県愛西市
- (33) 愛知県清須市
- (34) 愛知県北名古屋市
- (35) 愛知県弥富市
- (36) 愛知県みよし市
- (37) 愛知県あま市
- (38) 愛知県長久手市
- (39) 愛知県愛知郡東郷町
- (40) 愛知県西春日井郡豊山町
- (41) 愛知県丹羽郡大口町
- (42) 愛知県丹羽郡扶桑町
- (43) 愛知県海部郡大治町
- (44) 愛知県海部郡蟹江町
- (45) 愛知県海部郡飛島村
- (46) 愛知県知多郡阿久比町
- (47) 愛知県知多郡東浦町
- (48) 愛知県知多郡南知多町
- (49) 愛知県知多郡美浜町
- (50) 愛知県知多郡武豊町
- (51) 愛知県額田郡幸田町
- (52) 愛知県北設楽郡設楽町
- (53) 愛知県北設楽郡東栄町
- (54) 愛知県北設楽郡豊根村

(目的)

第3条 連合会は、定年退職後等において、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。次条及び第5条において同じ。）に係る就業を通じて自己の労働能力を活用し、自らの生きがいの充実や社会参加等を希望する高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 連合会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢者のために当該就業の機会を確保し、及び組織的に提供する事業

- (2) 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高齢者のために行う職業紹介事業及び労働者派遣事業（なお、愛知県知事から高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第 39 条に規定する業務拡大に係る業種及び職種等の指定を受けた場合は、同種の事業を週 40 時間までとすることができる。）
 - (3) 高齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行う事業
 - (4) 雇用又は臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業を通じて高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために普及啓発、調査研究及び相談支援等を行う事業
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るために必要な事業
 - (6) その他、連合会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、愛知県内において行うものとする。

第 2 章 会員

（種別）

第 5 条 連合会の会員は、次の 3 種とし、正会員及び特別会員（以下「正会員等」という。）をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 連合会の目的に賛同し、その事業を理解している次のいずれにも該当する者をその会員とする団体とする。
 - ア 原則として 60 歳以上の者
 - イ 健康で働く意欲のある者であって、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて自己の労働能力を活用し、それによって自らの生きがいの充実や社会参加等を希望する者
- (2) 特別会員 連合会の目的に賛同し、高齢者の能力を生かした地域社会づくりに寄与することを目的とする団体に対し、育成・援助を図る団体又は学識経験者等の個人で、会長が推薦し、理事会の承認を得たものとする。
- (3) 賛助会員 連合会の目的に賛同し、事業に協力する個人、企業・団体等で理事会の承認を得たものとする。

（入会）

第 6 条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会において別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 入会は、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(会費)

第7条 会員は、連合会の活動に必要な経費に充てるため、総会において別に定める会費を支払わなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が、次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡又は解散したとき。
- (3) 正当な理由なく1年間以上会費を滞納したとき。
- (4) 愛知県暴力団排除条例（平成22年10月15日条例第34号）第2条第1号から第3号に該当する者であるとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 全ての正会員等の同意があったとき。

(退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当する場合には、総会において、正会員等の総数の半数以上であって、正会員等の総数の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) 連合会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他の正当な事由があるとき。
- 2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第8条の規定によりその資格を喪失したときは、連合会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。

- 2 連合会は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 総会

(構成)

第12条 総会は、正会員等をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権限)

第 13 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 役員を選任又は解任
- (2) 役員報酬等の額又は役員報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (5) 会費の金額
- (6) 会員の除名
- (7) 解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (8) 合併
- (9) 前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(種別及び開催)

第 14 条 連合会の総会は、定時総会及び臨時総会の 2 種とする。

2 定時総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
- (2) 議決権の総数の 5 分の 1 以上を有する正会員等から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が会長にあったとき。

(招集)

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、前条第 3 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 6 週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項その他法令で定める事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員等が書面によって議決権を行使することができることとするときは、2 週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第 16 条 総会の議長は、当該総会において出席した正会員等の中から選出する。

(議決権)

第 17 条 総会における議決権は、正会員等 1 名につき 1 個とする。

(定足数)

第 18 条 総会は、正会員等の総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 19 条 総会の決議は、一般社団・財団法人法第 49 条第 2 項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、正会員等の総数の過半数が出席し、出席した正会員等の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項の場合において、議長は正会員等として決議に加わることはできない。
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 22 条第 1 項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決等)

第 20 条 総会に出席できない正会員等は、予め通知された事項について書面をもって議決し、又は他の正会員等を代理人として議決権の行使を委任することができる。

- 2 前項の場合における前 2 条の規定の適用については、その正会員等は出席したものとみなす。

(議事録)

第 21 条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

- 2 議長及び出席した代表理事は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

第 4 章 役員

(役員を設置)

第 22 条 連合会に次の役員を置く。

- (1) 理事 10 名以上 16 名以内
- (2) 監事 3 名
- 2 理事のうち 1 名を会長、2 名を副会長、1 名を常務理事とする。
- 3 前項の会長及び副会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、常務理事をもって一般社団・財団法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 23 条 役員は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、連合会の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、連合会の業務の執行の決定に参画する。

2 会長は、連合会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、連合会の業務を執行する。また、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、連合会の業務を分担執行する。

5 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、連合会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 前 2 項に定めるもののほか、監事に関する事項は、一般社団・財団法人法で定めるところによる。

(任期)

第 26 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、第 22 条第 1 項で定めた役員の定数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第 27 条 役員は、総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、正会員等の総数の半数以上であって、正会員等の総数の議決権の 3 分の 2 以上の議決に基づいて行なわなければならない。

(報酬等及び費用)

第 28 条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、総会の決議により別に定める役員の報酬等に関する規程に従って報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(取引の制限)

第 29 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする連合会の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする連合会との取引
- (3) 連合会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における連合会とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(役員 of 損害賠償責任の免除)

第 30 条 連合会は、役員 of 一般社団・財団法人法第 111 条第 1 項 of 賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会 of 決議により、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第 5 章 理事会

(構成)

第 31 条 連合会に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 32 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会 of 日時及び場所並びに目的である事項等 of 決定
- (2) 規程 of 制定、変更及び廃止
- (3) 前 2 号に定めるもののほか連合会 of 業務執行 of 決定
- (4) 理事 of 職務 of 執行 of 監督
- (5) 会長、副会長及び常務理事 of 選定及び解職
- (6) 各事業年度 of 事業計画及び収支予算 of 承認

(開催)

第 33 条 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外 of 理事から会議 of 目的である事項を記載した書面をもって会長に招集 of 請求があったとき。
- (3) 前号 of 請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内 of 日を理事会 of 日とする理事会 of 招集 of 通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 一般社団・財団法人法 of 定めるところにより、監事から会長に招集 of 請求があつ

たとき又は監事が招集したとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、この定款に別段の定めがある場合を除き会長が招集する。

2 会長は、前条第 2 号又は第 4 号の規定により、理事又は監事から請求があったときは、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 5 日前までに、各理事及び各監事に対して通知を発ししなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第 36 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第 37 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 38 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

第 6 章 資産及び会計

(資産の管理)

第 40 条 連合会の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の決議により、別に定める。

(事業年度)

第 41 条 連合会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 42 条 連合会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、愛知県知事に提出しなければならない。

3 第 1 項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 43 条 連合会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 役員の名簿

(3) 役員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3 前 2 項に掲げる書類（定款を除く。）は、毎事業年度の経過後 3 ヶ月以内に愛知県知事に提出しなければならない。

(長期借入金)

第 44 条 連合会が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において、正会員等の総数の半数以上であって、正会員等の総数の議決権の 3 分の 2 以上の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、第48条の規定を除き、総会において、正会員等の総数の半数以上であって、正会員等の総数の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）

第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、その事項の変更につき、愛知県知事の認定を受けなければならない。

3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく愛知県知事に届け出なければならない。

(解散)

第46条 連合会は、一般社団・財団法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において、正会員等の総数の半数以上であって、正会員等の総数の議決権の3分の2以上の議決により解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第47条 連合会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1ヶ月以内に、総会の決議により、公益認定法第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第48条 連合会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議により、公益認定法第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 事務局

(事務局)

第49条 連合会の事務を処理するため、連合会に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の承認を得て会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 連合会の公告方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法によ

り行う。

第10章 情報公開等

(情報公開等)

第51条 連合会は、公益目的事業の質の向上を図るため、運営体制の充実を図るとともに、財務に関する情報の開示その他の運営における透明性の向上を図るものとする。

第11章 雑則

(委任)

第52条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 連合会の最初の代表理事は井原昭、金森懿市及び稲垣正弘、業務執行理事は服部正美とする。
- 3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び公益法人の設立の登記を行ったときは、第41条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

この定款は、平成25年6月18日から施行する。

附 則

この定款は、平成28年6月14日から施行する。

附 則

この定款は、平成30年6月19日から施行する。

附 則

この定款は、令和6年2月25日から施行する。

附 則

この定款は、令和7年6月17日から施行する。